

令和7年6月  
浜田市議会定例会議議案

令和7年6月23日

## 令和7年6月浜田市議会定例会議付議事件

### 議案

- 議案第40号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）
- 議案第44号 財産の取得について（庁舎LED照明器具）
- 議案第45号 財産の取得について（生活路線バス）
- 議案第46号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 議案第47号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 議案第48号 工事請負契約の締結について（浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事）
- 議案第49号 工事請負契約の締結について（浜田市次期防災情報システム整備工事）
- 議案第50号 市道路線の廃止について（浜田42号線）
- 議案第51号 市道路線の認定について（浜田570号線外）
- 議案第52号 令和7年度浜田市一般会計補正予算（第3号）
- 同意第2号 浜田市名誉市民の選定について

### 報告

- 報告第5号 専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第6号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事の変更契約）
- 報告第7号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事の変更契約）
- 報告第8号 専決処分の報告について（令和6年度浜田市一般会計補正予算（第11号））

報告第 9 号 令和 6 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 10 号 令和 6 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 11 号 令和 6 年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 12 号 令和 6 年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について（駐車場事業特別会計）

報告第 14 号 放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）

議案第 40 号

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年浜田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年浜田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 41 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

(浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)  
第2条 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成 25 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）

浜田市縁の里地域振興施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市縁の里地域振興施設
指定管理者	住 所：浜田市金城町波佐イ 267 番地 10 名 称：186 はざ 代表者：代表 山 本 宏 明
指定の期間	令和 7 年 7 月 10 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

## 議案第 44 号

### 財産の取得について

庁舎LED照明器具更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月23日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 庁舎LED照明器具  |
| 2 取得の方法  | 所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡による。                            |
| 3 取得予定価格 | 36,154,800 円   |
| 4 契約の相手方 | 東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号<br>株式会社N E X Y Z .<br>代表取締役 大 前 成 平 |

## 議案第 45 号

### 財産の取得について

浜田市生活路線バス三隅路線車両更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産	生活路線バス車両 1 台
2 取得の方法	購入（指名競争入札）
3 取得予定価格	22,499,630 円
4 契約の相手方	浜田市熱田町 756 番地 4 有限会社岩永モータース 代表取締役 岩 永 孝 吉

議案第 46 号

財産の取得について

弥栄地域除雪ドーザ更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産	除雪ドーザ（11 t 級） 1 台
2 取得の方法	購入（指名競争入札）
3 取得予定価格	20,878,000 円
4 契約の相手方	浜田市治和町ロ 183 番地 日本キャタピラー合同会社 浜田営業所 浜田営業所長 金子 将 則

## 議案第 47 号

### 財産の取得について

浜田市消防団小型動力ポンプ付軽積載車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産	小型動力ポンプ付軽積載車 3 台
2 取得の方法	購入（指名競争入札）
3 取得予定価格	27,321,255 円
4 契約の相手方	益田市あけぼの東町 14 番地 15 株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出 雲 一 樹

## 議案第 48 号

### 工事請負契約の締結について

簡易型一般競争入札に付した浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事
- 2 契約の方法 簡易型一般競争入札
- 3 契約の金額 310,200,000 円
- 4 契約の相手方 松江市西津田四丁目 8 番 47 号  
株式会社中電工 島根統括支社  
執行役員支社長 角 戸 達 広

## 議案第 49 号

### 工事請負契約の締結について

一般競争入札に付した浜田市次期防災情報システム整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 浜田市次期防災情報システム整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,953,270,000 円
- 4 契約の相手方 雲南市木次町新市 382 番地  
エクシオグループ株式会社 島根営業所  
副所長 関 本 頼 康

議案第 50 号

市道路線の廃止について

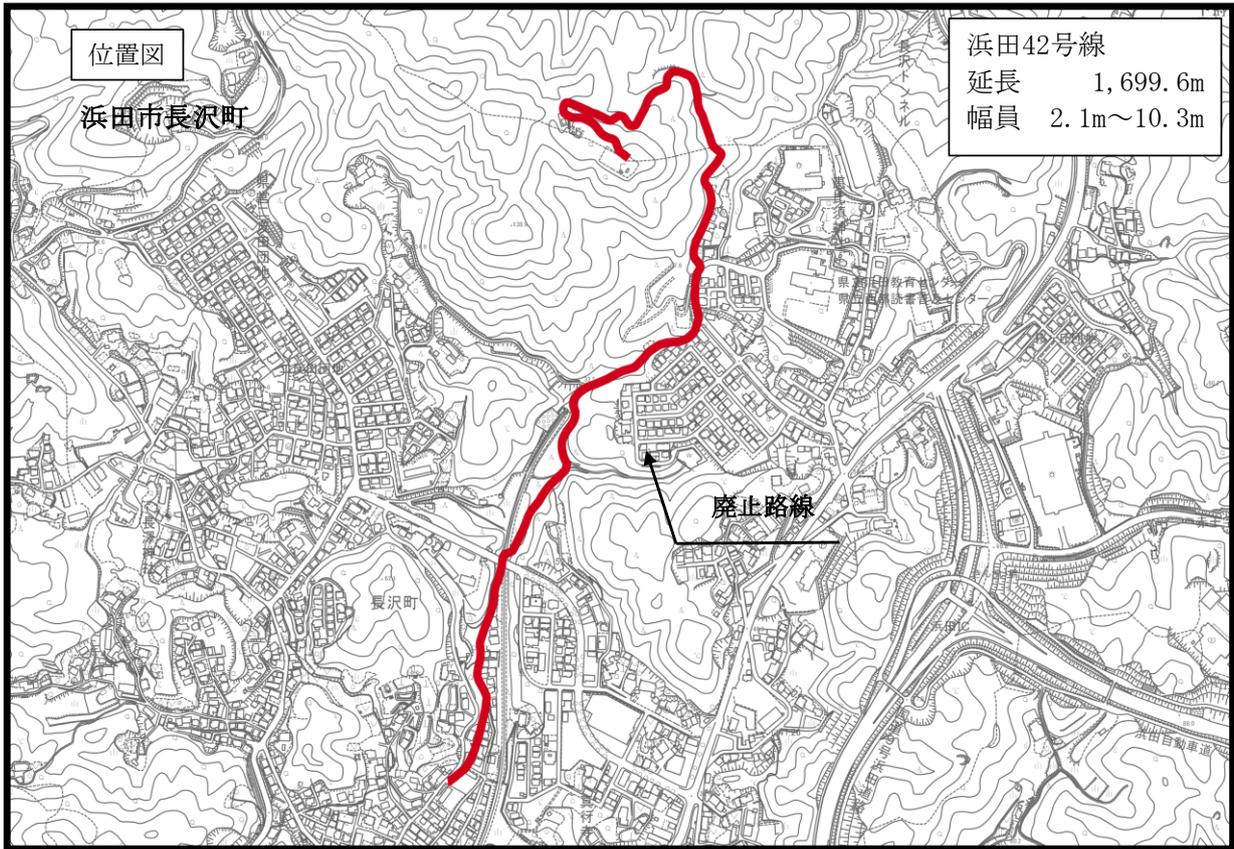
次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



廃 止



議案第 51 号

市道路線の認定について

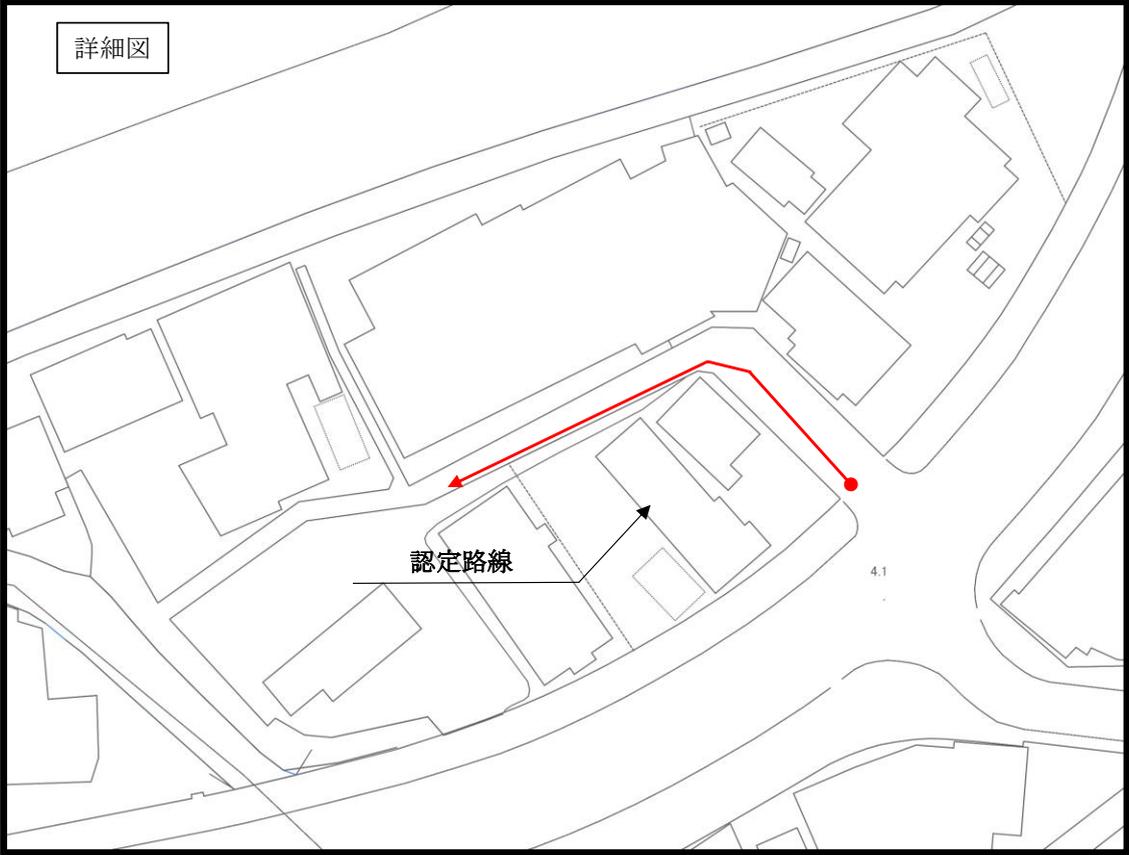
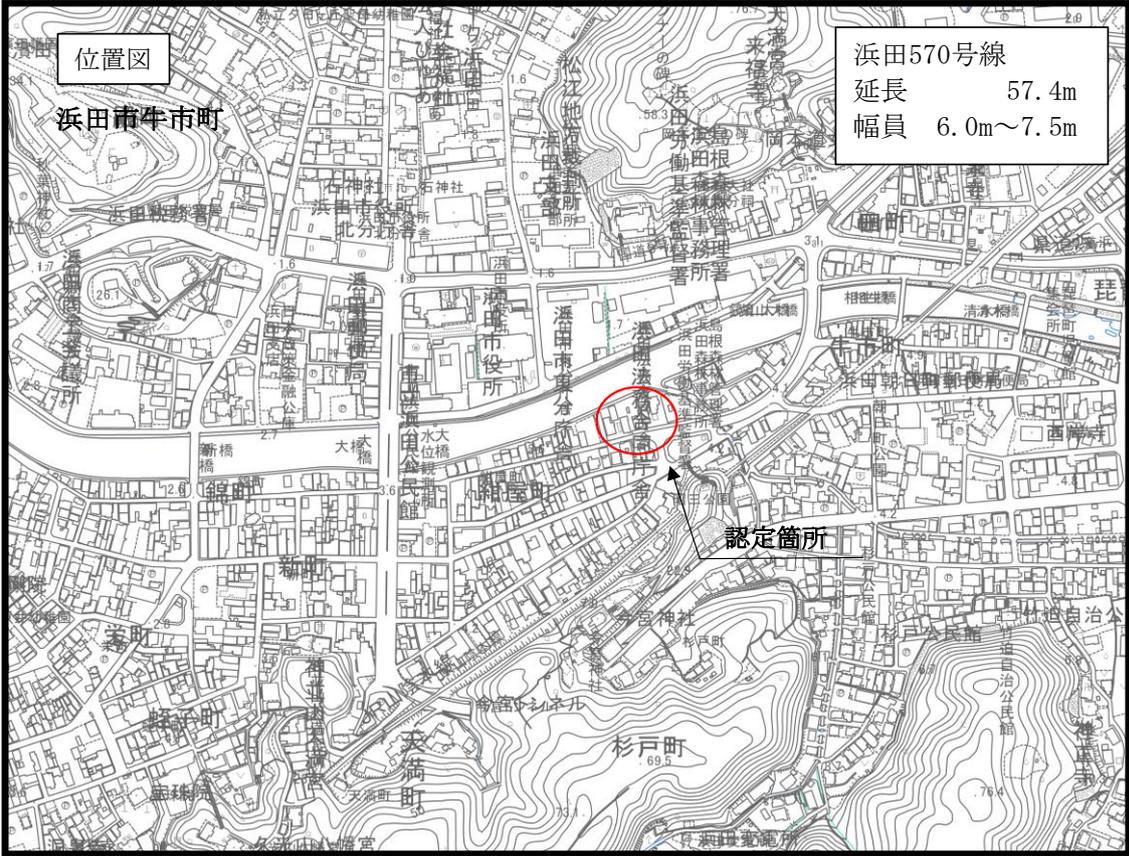
次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

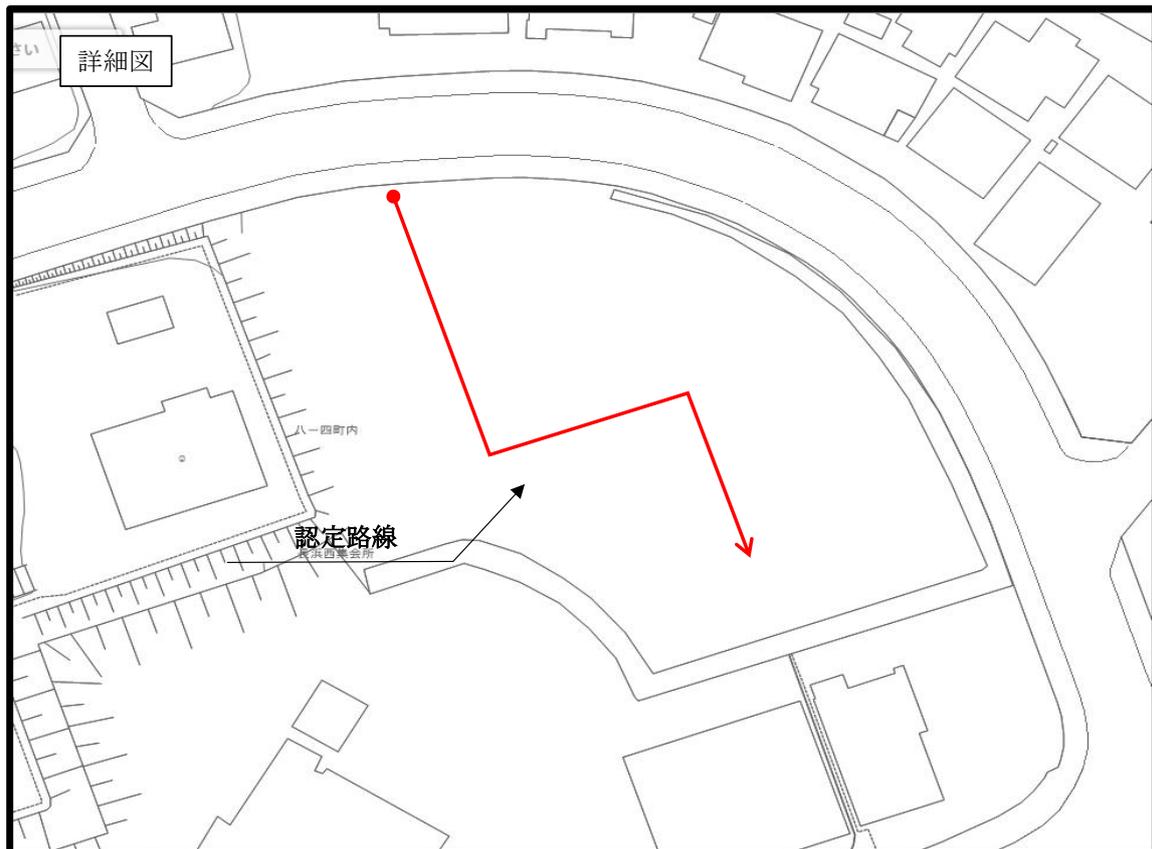
浜田市長 久保田 章 市



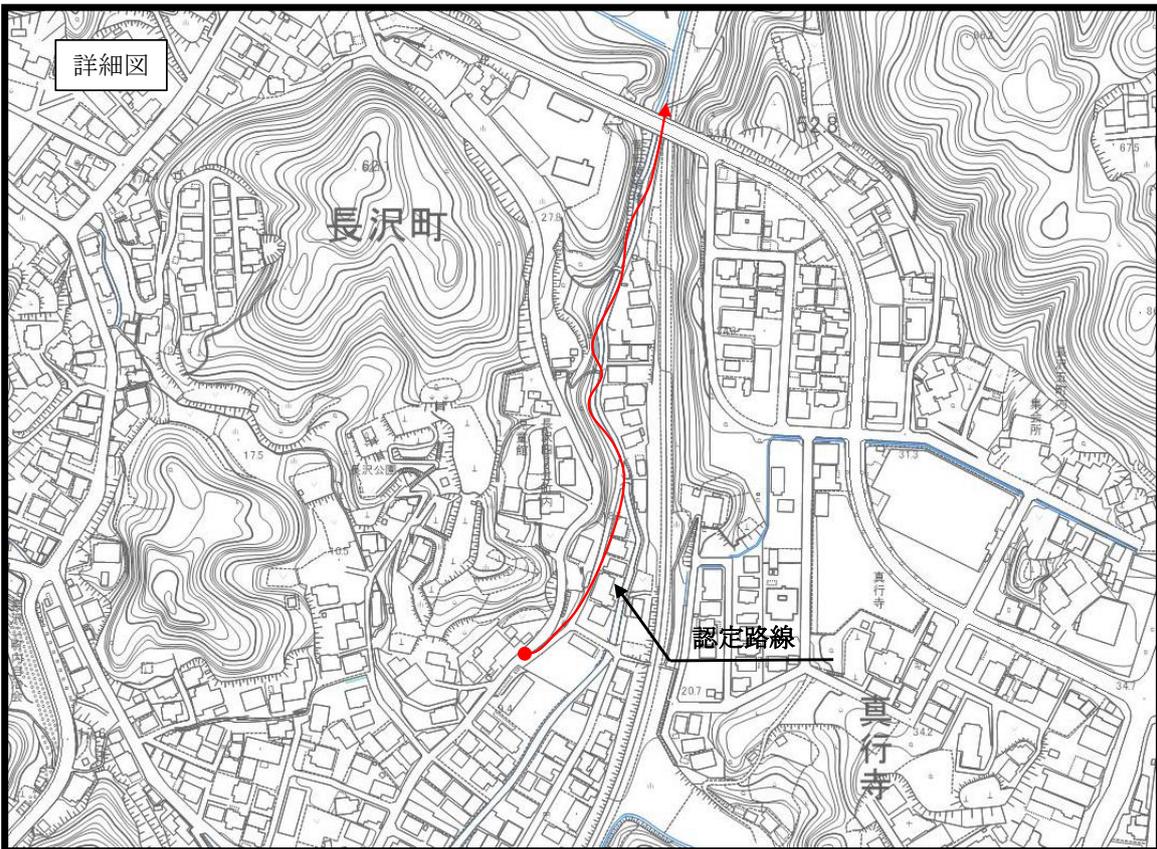
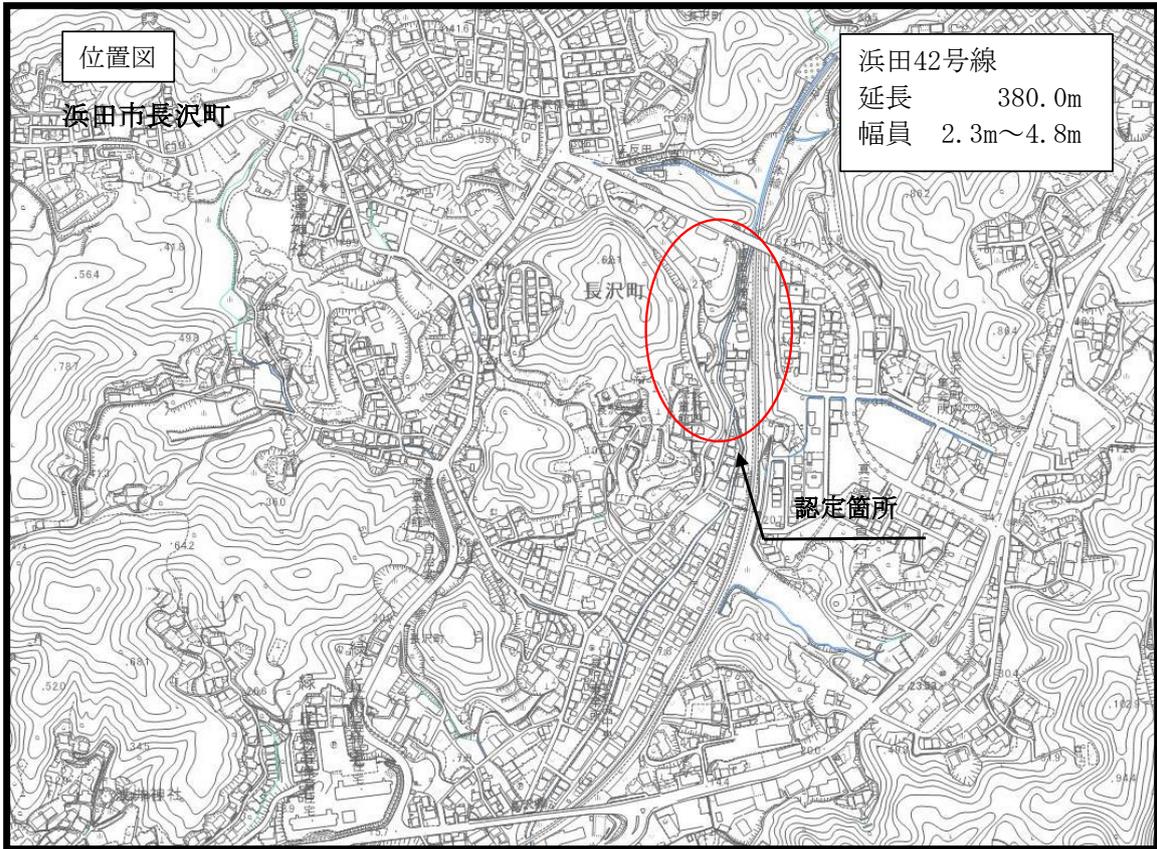
認 定



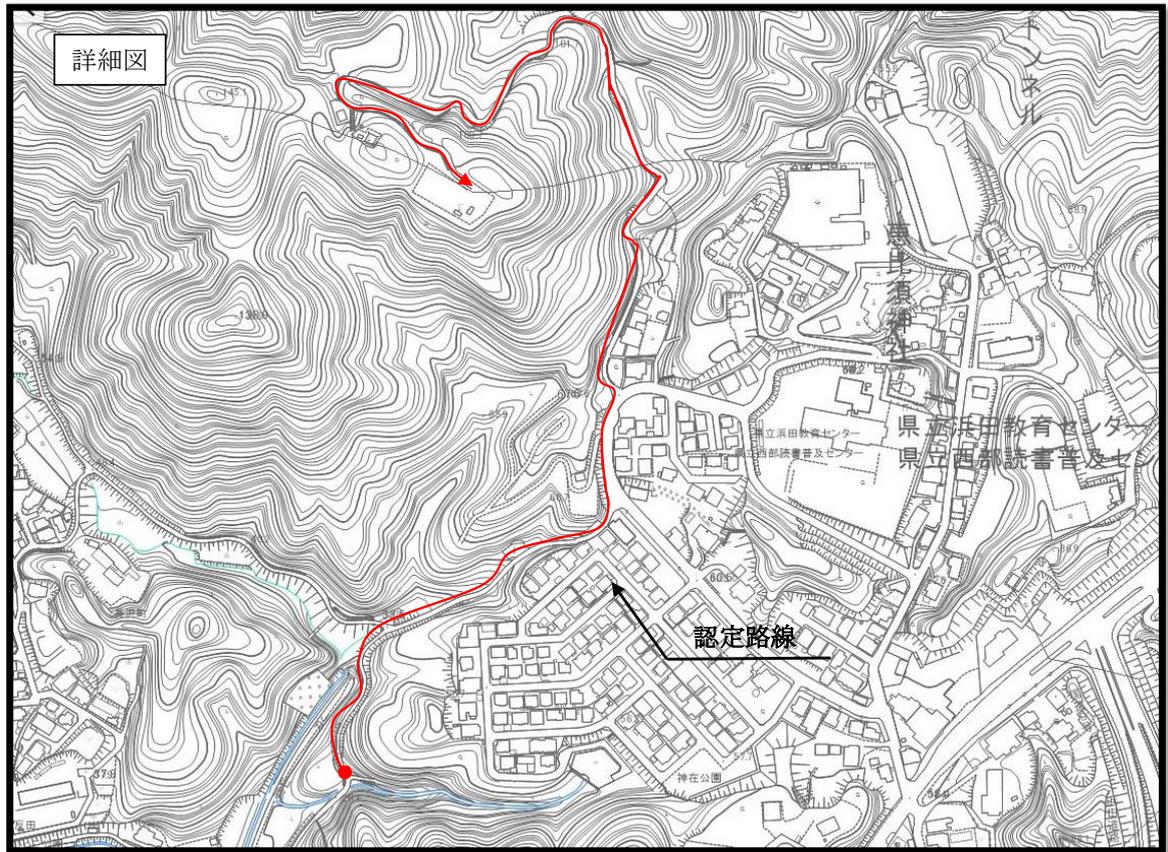
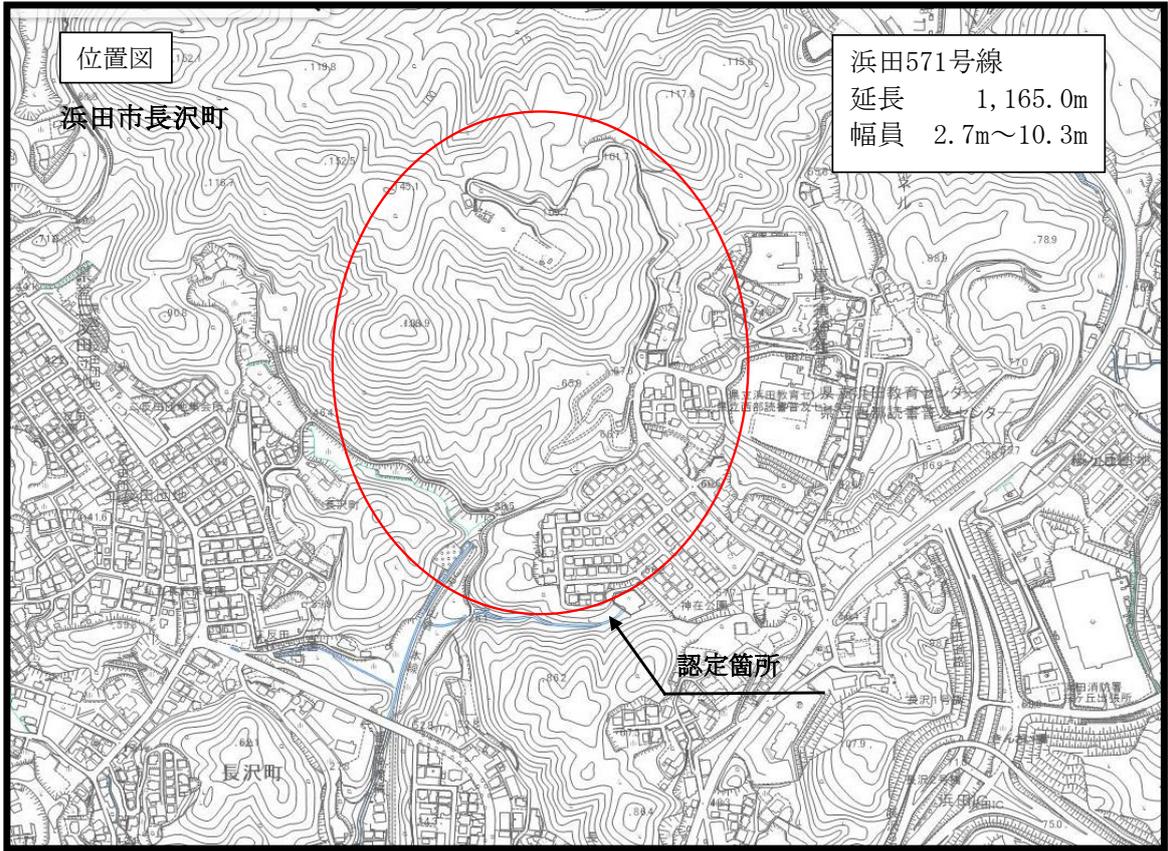
認 定



認 定



認 定



# 令和 7 年度

## 浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度 浜田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度浜田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 560,151 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,315,865 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,819,812	45,905	5,865,717
	2 国庫補助金	1,897,495	45,367	1,942,862
	3 国庫委託金	62,738	538	63,276
16 県支出金		3,011,339	2,892	3,014,231
	2 県補助金	1,197,594	2,892	1,200,486
19 繰入金		3,766,922	104,449	3,871,371
	1 基金繰入金	3,766,922	104,449	3,871,371
21 諸収入		1,358,224	28,505	1,386,729
	5 雑収入	964,719	28,505	993,224
22 市債		4,609,200	378,400	4,987,600
	1 市債	4,609,200	378,400	4,987,600
歳入合計		42,755,714	560,151	43,315,865

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		8,641,855	7,319	8,649,174
	1 総 務 管 理 費	7,767,653	5,650	7,773,303
	4 選 挙 費	155,157	1,669	156,826
3 民 生 費		12,292,918	8,752	12,301,670
	2 児 童 福 祉 費	4,630,269	7,124	4,637,393
	3 生 活 保 護 費	707,504	1,628	709,132
4 衛 生 費		3,876,072	81,700	3,957,772
	1 保 健 衛 生 費	1,769,317	81,700	1,851,017
6 農 林 水 産 業 費		2,413,163	176,823	2,589,986
	1 農 業 費	1,309,493	27,864	1,337,357
	3 水 産 業 費	855,170	148,959	1,004,129
7 商 工 費		1,277,134	4,641	1,281,775
	1 商 工 費	1,277,134	4,641	1,281,775
8 土 木 費		2,996,933	277,826	3,274,759
	2 道 路 橋 梁 費	1,398,955	273,100	1,672,055
	5 都 市 計 画 費	594,361	4,726	599,087
10 教 育 費		3,971,769	3,090	3,974,859
	3 中 学 校 費	149,953	3,090	153,043
歳 出 合 計		42,755,714	560,151	43,315,865

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田橋整備事業	273,100

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
(仮称)DX推進計画策定経費	令和 8 年度	5,060
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	令和 8 年度	10,200

(変更)

事項	補正前 限度額	補正後 限度額
縁の里地域振興施設管理運営費	千円	千円
	縁の里地域振興施設の指定管理に要する額	773

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
水産施設整備事業	千円	千円
	36,000	178,000
道路橋梁整備事業	441,700	676,100
教育施設整備事業	736,000	738,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,819,812	45,905	5,865,717
16 県支出金	3,011,339	2,892	3,014,231
19 繰入金	3,766,922	104,449	3,871,371
21 諸収入	1,358,224	28,505	1,386,729
22 市債	4,609,200	378,400	4,987,600
歳入合計	42,755,714	560,151	43,315,865

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	8,641,855	7,319	8,649,174	538			6,781
3民生費	12,292,918	8,752	12,301,670	5,564			3,188
4衛生費	3,876,072	81,700	3,957,772			25,610	56,090
6農林水産業費	2,413,163	176,823	2,589,986		142,000	30,880	3,943
7商工費	1,277,134	4,641	1,281,775	517		3,598	526
8土木費	2,996,933	277,826	3,274,759	42,178	234,400		1,248
10教育費	3,971,769	3,090	3,974,859		2,000	1,000	90
歳出合計	42,755,714	560,151	43,315,865	48,797	378,400	61,088	71,866

2 歳 入

15 国庫支出金 ( 2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	5,819,812	45,905	5,865,717
2 国庫補助金	1,897,495	45,367	1,942,862
2 民生費国庫補助金	344,461	3,189	347,650
5 土木費国庫補助金	519,394	42,178	561,572
3 国庫委託金	62,738	538	63,276
1 総務費国庫委託金	51,127	538	51,665
16 県支出金	3,011,339	2,892	3,014,231
2 県補助金	1,197,594	2,892	1,200,486
2 民生費県補助金	294,468	2,375	296,843
5 商工費県補助金	6,000	517	6,517
19 繰 入 金	3,766,922	104,449	3,871,371
1 基金繰入金	3,766,922	104,449	3,871,371
1 財政調整基金繰入金	898,350	71,851	970,201
5 まちづくり振興基金繰入金	282,803	25,000	307,803
6 ふるさと応援基金繰入金	1,012,033	7,598	1,019,631
21 諸 収 入	1,358,224	28,505	1,386,729
5 雑 入	964,719	28,505	993,224



## 21 諸 収 入 ( 5 雑 入 )

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 雑 入	964,717	28,505	993,222
22 市 債	4,609,200	378,400	4,987,600
1 市 債	4,609,200	378,400	4,987,600
4 農林水産業債	156,500	142,000	298,500
6 土 木 債	518,900	234,400	753,300
8 教 育 債	736,000	2,000	738,000
歳 入 合 計	42,755,714	560,151	43,315,865

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
9	衛生費雑入	25,610	予防接種収入 25,610
10	農林水産業費雑入	2,880	ふるさと島根定住財団助成金 2,880
11	商工費雑入	15	浜田市創業等資金繰支援補助金返還金(過年度分) 15
3	水産業債	142,000	山陰浜田港公設市場整備事業費 142,000
1	道路橋梁債	234,400	道路橋梁整備事業費 234,400
3	中学校債	2,000	中学校施設大規模改造事業費 2,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,641,855	7,319	8,649,174	538			6,781
1 総務管理費	7,767,653	5,650	7,773,303				5,650
2 人事管理費	183,047	4,412	187,459				4,412
9 電子計算費	665,545	1,238	666,783				1,238

## 2 総務費（1 総務管理費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	4,412	1 人事管理事務費 4,412
12	委託料	1,238	1 情報管理事務費 1,238

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	155,157	1,669	156,826	538			1,131
3 参議院議員選挙費	51,196	538	51,734	538			
4 市長・市議会議員選挙費	83,346	1,131	84,477				1,131

2 総務費（4 選挙費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
1 報酬	538	1 参議院議員選挙費	538
1 報酬	490	1 市長・市議会議員選挙費	1,131
18 負担金補助及び交付金	641		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,292,918	8,752	12,301,670	5,564			3,188
2 児童福祉費	4,630,269	7,124	4,637,393	4,750			2,374
1 児童福祉総務費	886,542	7,124	893,666	4,750			2,374

3 民 生 費 ( 2 児 童 福 祉 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	351	1 放課後児童クラブ設置事業 7,124
11 役務費	52	
12 委託料	5,186	
13 使用料及び賃借料	1,535	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	707,504	1,628	709,132	814			814
1 生活保護総務費	109,169	1,628	110,797	814			814

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,628	1 生活保護事務費 1,628

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,876,072	81,700	3,957,772			25,610	56,090
1 保健衛生費	1,769,317	81,700	1,851,017			25,610	56,090
2 感染症予防費	245,155	81,700	326,855			25,610	56,090

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	290	1 定期（高齢者等）予防接種事業 81,700
11	役務費	30	
12	委託料	74,859	
18	負担金補助及び交付金	6,521	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,413,163	176,823	2,589,986		142,000	30,880	3,943
1 農 業 費	1,309,493	27,864	1,337,357			27,880	△16
3 農業振興費	565,449	2,864	568,313			2,880	△16
6 農道維持費	76,324	25,000	101,324			25,000	

## 6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△49	1 ふるさと農業研修生育成事業 2,880 2 縁の里地域振興施設管理費 △16
12	委託料	33	
18	負担金補助及び交付金	2,880	
14	工事請負費	25,000	1 農道法面緊急安全対策事業 25,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	855,170	148,959	1,004,129		142,000	3,000	3,959
2 水産業振興費	749,771	148,959	898,730		142,000	3,000	3,959

## 6 農林水産業費 ( 3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
8	旅費	997	1 浜田漁港養殖事業等可能性調査・ 研究事業 3,000 2 山陰浜田港公設市場改修事業 145,959
10	需用費	3	
12	委託料	4,970	
14	工事請負費	139,084	
21	補償補填及び賠償金	3,905	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,277,134	4,641	1,281,775	517		3,598	526
1 商 工 費	1,277,134	4,641	1,281,775	517		3,598	526
2 商工業振興費	214,847	1,043	215,890	517			526
3 観 光 費	748,895	3,598	752,493			3,598	

## 7 商工費（1 商工費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	1,035	1 起業家支援プロジェクト事業	1,043
22 償還金利子及び割引料	8		
8 旅費	777	1 石見神楽振興事業	3,598
18 負担金補助及び交付金	2,821		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,996,933	277,826	3,274,759	42,178	234,400		1,248
2 道路橋梁費	1,398,955	273,100	1,672,055	40,040	234,400		△1,340
3 道路新設改良費	429,694	0	429,694		1,340		△1,340
6 橋梁新設改良費	429,360	273,100	702,460	40,040	233,060		

## 8 土 木 費 ( 2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	1,122	1 浜田橋整備事業 273,100
3	職員手当等	431	
4	共済費	270	
8	旅費	72	
10	需用費	205	
12	委託料	115,000	
13	使用料及び賃借料	1,000	
14	工事請負費	150,000	
21	補償補填及び賠償金	5,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	594,361	4,726	599,087	2,138			2,588
2 都市下水路費	198	4,726	4,924	2,138			2,588

## 8 土 木 費 ( 5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	4,726	1 都市下水路特別重点調査事業 4,726

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,971,769	3,090	3,974,859		2,000	1,000	90
3 中学校費	149,953	3,090	153,043		2,000	1,000	90
1 学校管理費	54,858	3,090	57,948		2,000	1,000	90

## 10 教育費（3 中学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	3,090	1 旭中学校防音対策事業 3,090

# 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	3		26,400	10,627 3.45月分			7,437	44,464	7,099	51,563	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	93,531		37,789 3.45月分				131,320	23,726	155,046	
	そ の 他	2,692	128,600						128,600		128,600	
	計	2,717	222,131	26,400	48,416			7,437	304,384	30,825	335,209	
補 正 前	長 等	3		26,400	10,627 3.45月分			7,437	44,464	7,099	51,563	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	93,531		37,789 3.45月分				131,320	23,726	155,046	
	そ の 他	2,692	127,572						127,572		127,572	
	計	2,717	221,103	26,400	48,416			7,437	303,356	30,825	334,181	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他		1,028						1,028		1,028	
	計		1,028						1,028		1,028	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(784) 610 <sup>人</sup>	1,110,526 <sup>千円</sup>	2,357,529 <sup>千円</sup>	2,042,028 <sup>千円</sup>	5,510,083 <sup>千円</sup>
補正前	(783) 610	1,109,404	2,357,529	2,041,597	5,508,530
比較	(1)	1,122		431	1,553
区分	共済費	合計	備考		
補正後	1,007,015 <sup>千円</sup>	6,517,098 <sup>千円</sup>			
補正前	1,006,745	6,515,275			
比較	270	1,823			

注( )は短時間勤務の職員数(外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(20) 572 <sup>人</sup>		2,350,588 <sup>千円</sup>	1,669,967 <sup>千円</sup>	4,020,555 <sup>千円</sup>
補正前	(20) 572		2,350,588	1,669,967	4,020,555
比較					
区分	共済費	合計	備考		
補正後	793,519 <sup>千円</sup>	4,814,074 <sup>千円</sup>			
補正前	793,519	4,814,074			
比較					

注( )は短時間勤務の職員数(外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(764) 38 <sup>人</sup>	1,110,526 <sup>千円</sup>	6,941 <sup>千円</sup>	372,061 <sup>千円</sup>	1,489,528 <sup>千円</sup>
補正前	(763) 38	1,109,404	6,941	371,630	1,487,975
比較	(1)	1,122		431	1,553
区分	共済費	合計	備考		
補正後	213,496 <sup>千円</sup>	1,703,024 <sup>千円</sup>			
補正前	213,226	1,701,201			
比較	270	1,823			

注( )は短時間勤務の職員数(外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	47,742 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	84,248 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	41,960 <sup>千円</sup>
	補正前	47,742		84,248		41,960
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	43,286 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	9,972 <sup>千円</sup>	171,422 <sup>千円</sup>	18,933 <sup>千円</sup>
	補正前	43,286		9,972	171,422	18,933
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	2,440 <sup>千円</sup>	723,450 <sup>千円</sup>	606,020 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補正前	45	2,440	723,216	605,823	
	比 較			234	197	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	292,510 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>		
	補正前	292,510				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 <sup>千円</sup>	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	



債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[ 既決分 ]	千円 8,959,025		千円 989,171	千円 1,614,702		千円 6,355,152	千円 1,034,292	千円 5,320,860
(仮称)DX推進計画策定経費	5,060	令和8年度から			令和8年度まで	5,060		5,060
縁の里地域振興施設管理運営費	773	令和8年度から			令和9年度まで	773		773
羽田発着枠政策コンテストに係る 萩・石見空港利用拡大促進 協議会に対する損失補償	10,200	令和8年度から			令和8年度まで	10,200		10,200
計	8,975,058		989,171	1,614,702		6,371,185	1,034,292	5,336,893

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	12,840,323	1,994,500	1,360,476	13,474,347
	補 正 額		142,000		142,000
	補 正 後 の 額	12,840,323	2,136,500	1,360,476	13,616,347
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,651,408	2,364,100	1,685,041	15,330,467
	補 正 額		236,400		236,400
	補 正 後 の 額	14,651,408	2,600,500	1,685,041	15,566,867
計	補 正 前 の 額	39,495,817	4,609,200	5,097,598	39,007,419
	補 正 額		378,400		378,400
	補 正 後 の 額	39,495,817	4,987,600	5,097,598	39,385,819

同意第 2 号

浜田市名誉市民の選定について

浜田市名誉市民に次の者を選定したいので、浜田市名誉市民条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 23 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住	所	(省略)
職	業	プロ野球解説者
氏	名	梨 田 昌 孝
生	年 月 日	(省略)